

まえがき

橋梁点検は、橋梁の維持管理に必要な情報を取得する最も基本的な行為であり、国土交通省が管理する道路橋においては、昭和 63 年 7 月に示された橋梁点検要領（案）¹⁾にもとづいて定期的な点検が行われてきた結果、現在までに各地整で管理を行う橋梁について、点検で確認された損傷の種類や状態、またその損傷ランクなど維持管理上必要な情報が記録、収集されてきている。

一方、点検要領が制定されてから既に 15 年以上が経過しており、これまでに例えば鋼製橋脚隅角部の溶接部に亀裂損傷が生じた事例が多数見つかるなど橋梁の維持管理に関する新たな知見も蓄積されてきている。橋梁点検業務の更なる充実を図るためには、新たな知見や過去の点検結果などをもとに、点検でより有効な情報が取得され、また、取得された情報が適切に活用されるように、点検技術の改善と向上に努めていかなければならないことから、この度、国土交通省では道路橋の点検体系全般について検討が行われた。その検討の成果として、平成 16 年 3 月にあらたに橋梁定期点検要領（案）²⁾が橋梁の点検に適用するものとして提示された。

橋梁研究室においては、従来より損傷事例や過去の点検結果の分析から道路橋の点検のあり方について検討を行ったきており、本報告書は、研究成果の一つとして、道路橋の維持管理実務者の理解を助けるとともに、橋梁定期点検の実施に際して参考となるように、橋梁定期点検要領（案）の構成にしたがって、点検対象の標準である損傷の種類について、損傷の特徴と損傷評価の目安、あるいは評価の実施にあたって留意すべき点などを過去の損傷事例を用いてとりまとめたものである。

本資料のとりまとめにあたっては、損傷事例の提供など各機関に多大なるご協力をいただいている。ここに謝意を表する。

1) 「橋梁点検要領(案)」昭和 63 年 7 月 建設省土木研究所 土木研究所資料第 2651 号

2) 「橋梁定期点検要領(案)」平成 16 年 3 月 31 日 国土交通省道路局国道・防災課長通知